

の質問に本当に似ていますので、何も再質問する必要がございませんので、すべて抱負ながらも答弁をしていただきましたことに感謝申し上げます。

では、私の質問は、これで終わります。どうもありがとうございました。

藤原民夫議員の質問

○大沼 久議長 次に、順位3番、議席番号16番、藤原民夫議員。

(16番藤原民夫議員登壇) (拍手)

○16番 藤原民夫議員 質問に入ります前に、このたびの豪雪に当たりまして、まさに必死の除雪対策に当たられた市民の皆様初め、関係市民の皆様、心から敬意を申し上げますとともに、残念ながら、その中でお亡くなりになられた方、また負傷された方々に、心からお見舞いを申し上げるものであります。

さて、私は、革新クラブを代表して、市長並びに教育長に質問するものであります。

初めに、「国民保護計画」づくりと、長井市平和都市宣言との整合性について、市長にお尋ねをいたします。

「県民のあゆみ」3月号によりますと、平成16年に「国民保護法」、正式名称は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」が施行され、武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を守り、武力攻撃による被害をできるだけ少なくするために、国、県、市町村等の役割分担やその具体的な措置について定めるものだというふうに説明をしております。

いわゆる「日本有事」の際に、地方自治

体や指定公共機関などに住民の避難計画や救援・復旧などの「国民保護計画」を策定することを義務づけるもので、この計画には「社会秩序の維持」、「輸送、通信」、「国民生活の安定」などが含まれるというものであります。

「武力攻撃事態法」は、「武力攻撃」などの意味を第2条で次のように規定しております。一つは、武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃を言う。二つ、武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態、または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。三つ目は、武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態を言う、としているのであります。つまり、「武力攻撃予測事態」とは、「予測される」と政府が判断すれば、日本がどこかの国から攻められていなくとも、米軍の戦争を支援し、国民を動員する体制に移れるようにするための規定なのであります。

歴代のアメリカ政権は、日米安保条約のもとで、アメリカの戦争に日本を参戦させることに腐心してきました。しかし、他国への先制攻撃や侵略、集団的自衛権を認めない日本国憲法第9条が制約となっているために、日米共同軍事作戦は認めておりません。

今回、「武力攻撃予測事態」という形で法律に明記したことは、対米軍事支援を可能にする法的整備を進めたということになるのではないかと考えるものであります。つまり、米軍と自衛隊の軍事行動を最優先するための国民動員計画ということであり

ます。政府は、「有事」と「災害」の国民保護・救援計画の違いは何かという質問に対

+

して、「災害は、地方が主導するのに対して、有事法制は、国が主導する」と説明しております。つまり、有事法制に基づく「国民保護」や「避難」の計画は、米軍や自衛隊が主導するところに最も大きな特徴があるというのが政府の見解であります。

太平洋戦争で、国内で唯一、地上戦闘、つまり着上陸作戦を経験した沖縄県では、日本の軍隊によって、県民は邪魔者扱いにされたり、スパイ容疑をかけられたりした上に、「捕虜になることは許さない」といって「集団自決」をさせられるなど、悲惨な経験を重ねたということでもあります。また、上陸・侵攻してきた米軍によっても、戦闘作戦円滑化のために、土地を立ち退かされたり、強制的に収容所に収容されたという経験を耳にするのであります。

こうした歴史の教訓は、戦争における「国民保護」は、軍事作戦を思いのままに行うための方便に過ぎなかったということを示しているのであります。「国民保護計画」がそうならないという補償は、全くないのであります。

また、「国民保護計画」は、国民の自由と権利を侵害する計画になる、ということでもあります。「武力攻撃事態法」は、憲法に保障された基本的人権、「国民の自由と権利」を制限・侵害する可能性があることを、第3条第4項で公然と認めております。政府の見解では、「自由と権利が必要最小限、制限されることがある」というふうに答弁をしているのであります。

こうした「国民保護法」の規定によって、地方自治体が行うとされた仕事は、ほとんどすべて法定受託事務とされており、そのために全国の自治体は例外なく、「国民保護計画」づくりや、その前提となる条例制定を行うことになるわけでもあります。いわ

ば国からの待ったなしの業務押しつけということになるわけではありますが、その際、市長にお聞きしたいことの一つは、長井市が「市民憲章」とともうたっております「長井市平和都市宣言」の誓いと、このたびの「有事法制」に基づく「国民保護計画」の策定に関して、その整合性についてどのように市長はお考えか、また、憲法第9条との関係はどう考えるのか、しかとご答弁をお願いするものであります。

また、市民意識を戦争体制に導く啓発・訓練を行うことが予想されますが、そうした取り組みに対してどのように考えるのか。新聞報道によりますと、千葉県富浦町で先ごろ行われた避難訓練では、小学生までが動員されたということでもあります。

政府の「基本指針」によりますと、「有事」すなわち「武力攻撃事態等」として想定しているのは、一つは着上陸攻撃、二つ目には航空攻撃、三つ目は弾道ミサイル攻撃、四つ目はゲリラ・特殊部隊による攻撃、さらに、テロ攻撃も対象となるということでもあります。

ところが、そう言っている当の政府自身、こうした事態については、「ほとんど想定されない」という見解を示しているのでありまして、現実性が疑問視される事態に、対応を全国の自治体が迫られるというわけでもあります。こうした取り組みに対して、市民にどのような啓蒙をしていくおつもりなのか、市長の見解をお聞きするものであります。

次に、公民館、図書館など社会教育施設の民間委託と、教育委員会の職務権限について、市長並びに教育長にお尋ねをいたします。

社会教育機関で働く職員の皆さんの仕事は、地域の人々とともに学び、ともに生き、

そして地域の人々の学ぶ権利を学校教育以外の場で広く支えていく仕事、これが皆さんの仕事だと思っております。

長井市の公民館活動を見れば、例えば中央公民館では、子育て支援や地域との深いかかわり合いの中で活動が評価されて、平成15年度に文部大臣表彰を受ける、また、西根地区公民館では、地域に伝わる伝説を、住民の皆さんとともに史跡として残っている現場を訪ねて研究し、それを紙芝居に製作した成果が評価されて、全国表彰を受賞する。あるいはまた、致芳地区公民館では、公民館施設の一室を活用してギャラリーを開設し、住民の創作活動を展開して、地域ぐるみで文化活動に取り組んでいる。ほかの豊田、伊佐沢、平野地区公民館でも、こうしたことに懸命に取り組んでいる。まさに地域密着、住民主導型の活動を展開していることはすばらしいことだと、その努力とご苦勞に心から敬意と感謝を申し上げるものであります。

こうした活動の展開に当たって、その活動を支え、中核となって活躍しておる社会教育職員である公民館主事は、現在、長井市が設立した「事務管理公社」の嘱託職員という身分で、労働の対価として市から一定の保障を受けているわけでありまして。

昨年、この「事務管理公社」の運営費補助金に対して、長井税務署から消費税申告もれが指摘されました。平成12年度から17年度までの6年間の消費税分2,240万円もの納付が求められるという大失態を長井市が演じたのであります。市では、この問題を解決するために、つまり人件費にかかる消費税納税を回避する目的もあって、「事務管理公社」嘱託雇用ではなく、新しくつくられる地区公民館運営協議会会長が、公民館業務について長井市と業務委託契約を結

んで、そこで主事2名が管理、監督され、働く立場となる、そういう計画が、先ごろ議会総務・文教常任委員会に説明されたということでもあります。

これを整理してみれば、公民館長は教育委員会から任命を受け、公民館事業の企画や実施等は、市長と業務委託契約を結んだ公民館運営協議会に雇用される主事等とともに当たるということでもあります。主事の立場にしてみれば、二人の監視役に見守られて働く、そういうふうなことになるわけでありまして。同時にまた、公民館長も、公民館運営協議会会長も、その地域を代表する識見を持った方々でありますから、施設の運営管理や事業実施の方法や運営に関する意見などで、常に同じレベルを保てる状態ではなくて、ときにはそごを来すという困難さもぬぐえないではないか、そういう状態の中で公民館主事が働いていくという、こういうことの心配は取り越し苦勞にすぎないと思っております。

このたびの長井市事務管理公社の見直しと公民館運営の計画には、大きな無理があると思っております。見直しの主な理由となっている事務管理公社の消費税負担については、平成16年度分が340万円であります。この負担を削減するために、公民館に、公民館運営協議会が新たに設置され、その会長が公民館の事業費や人件費を調達するために、市長との委託契約者となる。そして同じレベルに地区公民館長がおられるという、極めてわかりづらい関係ができることとなるのであります。まさに、行政コストの削減がその根源にあると、私は思うのであります。

私も、市職員として働いていた時分、公民館に長年勤務しておりました。その中で会得した中に、もともと戦後の民主的な改

+

革の中で、公民館の運営や職員の任命は、住民の意見に基づいてなされるべきと定められた法の趣旨があるということでもあります。

そうはならないまでも、このたびの問題で検討されている課題は、自治法にある「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」いわゆる地教行法の第23条の「教育委員会の職務権限」についてであります。つまり、教育機関は、教育委員会が管理することを明確に指定しているのであります。

「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する業務で、次に関するものを処理し…」とあって、「教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関することとあります。その他の教育機関、つまり公民館や図書館であります。その第30条では、「地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するとありまして、公民館が明確に入っているのであります。また、第23条を見ますと、明確に「設置、管理、廃止」という文言が出てくるのであります。したがって、第23条全体は職務権限、要するに教育委員会が管理主体として規定されているのであります。さらに第32条には、「教育機関の所管」として、公民館、図書館の所管は、教育委員会の所管にあるとしているのであります。

このように幾重にも規定されていることから言っても、教育委員会が社会教育機関の管理主体であることは間違いないのであります。したがって、このたびの「長井市事務管理公社の見直し・縮小に伴う長井市公民館および置賜学習プラザの運営について」という問題提起となった原因を、教育委員会で十分に検討され、市長や財政当局とどのような詰めを行ったのか、明らかに

する責任があると思うのですが、これに関する教育長の答弁を求めるものであります。

また市長には、このたびの事務管理公社職員の体制がえについて、年間300万円の節約で、地域に根づきつつある公民館活動に大きな亀裂を生むことさえも考えられそうな、この計画を撤回する考えはないか、答弁を求めるものであります。

次に、長井市立図書館の指定管理者制度に基づく業務委託について、教育長にお尋ねをいたします。

3月1日付の「広報ながい」に、「図書館業務の受託者を募集します」と書いて、図書館業務の一部、カウンター業務、移動図書館の運行などを委託する、委託対象は市内に主たる事務所を有する法人や団体などとしております。

図書館の設置目的は、住民の資料、情報の要求にこたえることが基礎としてあると思うのであります。昨年9月議会で、指定管理者制度を適用したわけではありますが、市長の答弁は、主に経費削減を重視している傾向にあるというふうに感じましたが、図書館の設置目的に照らして、それはどうということか、そういうことを十分検討しなくてはならないと思うのであります。

先ほども申し上げましたとおり、図書館は教育機関として位置づけられております。教育機関ということについて文部科学省は、「教育、学術及び文化に関する事業を行うことを主目的として、専属の物的施設及び人的施設を備え、かつ、管理者のもとにみずからの意思をもって継続的に事業の運営を行う機関である」というふうに、図書館について文部省初等・中等教育局長が答弁をしております。つまり、図書館は単なる物的施設ではなくて、人的施設、つまり職員がいることが要件であり、管理者、つま

り教育委員会の管理を受けつつ、図書館みずからの意思をもって事業を行うことを求めているわけであります。資料の選定という作業が、ほかからの干渉を受けることなく、図書館が独自に方針、基準をもって行う根拠の一つは、ここにあるのであります。

また、図書館は図書館法第17条によって、入館料、資料利用の対価徴収を禁じております。現在、長井市立図書館では、資料コピー料として徴収しておりますが、厳密に言えば無料とすべきであります。無料の原則があるからこそ、住民の要求を踏まえたさまざまな、豊かな図書館サービス展開が実現されてきているのであります。

また著作権法第31条は、公共図書館に対して、限定的ではありますが、著作権者の許諾を得ることなく、その複写を認めております。図書館は情報提供の機関、住民の情報活用能力を高める機関、という公共的役割に着目しての措置であります。

そこで教育長にお訪ねをいたします。指定管理者を選定する際の基準として、「管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること」と挙げておりますが、そもそも図書館分野においては、実績を持つ団体がないのであります。このたびの募集要項にあるカウンター業務は、単なる本の貸し出しというだけではなくて、書架の分類、整理など、専門性の質、内容、提供しているサービスの質など、またさらに継続性、安定性を図る指標などについて、どのような整理をしているのか、お尋ねをいたすものであります。

また、図書館利用者の利用者カードに書き込まれた個人情報の保護管理と外部流出を抑えるための対策などは、どのようなマニュアルに基づいて管理されているのか。同時に、管理代行させる業務の範囲につい

ても、地方自治法では条例として定めていることとしていますが、どのようなお考えかお聞きいたしまして、壇上からの質問とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○大沼 久議長 ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○大沼 久議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 藤原議員にお答えを申し上げます。

まず、国民保護計画と長井市平和都市宣言との整合性についてであります。ご案内のように、長井市では、市政施行40周年となった平成6年の9月に平和都市宣言をしました。平和都市宣言の趣旨は、日本が世界の中でも唯一の被爆国として、地球から1日も早く核兵器をなくし、戦争のない平和な世界が実現するということを願って宣言したものであります。

今般の国民保護計画というのは、武力攻撃を受けた場合、あるいは大規模テロが発生した場合などに、国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小限にするために、国や地方公共団体などの役割を具体的に定めた法律であると思えます。

戦争のない平和な世界を願うことと、不幸にして武力攻撃等を受けた場合、国民の

+

命や身体、生命、財産を守るということは、整合性はとれているというふうに私は思います。

私も、市長として、世界の平和と安全・安心のセーフティーネットの充実している社会づくりに全力を傾注しておりまして、そうした姿勢で今後ともさまざまな機会をとらえて、申し上げていきたいと思っております。

なお、憲法第9条についてであります。これは今、国民の皆さんから改正をすべきかどうかと、国民的な議論が巻き起こりつつあると。そして、具体的な政治課題にもなっておりますが、私は、自衛権は第9条で認められているものだというふうに思っておりますし、やはりみずから守るという気概がなければ、国民の生命、安全は守れないものだというふうに思っておりますので、この点も整合性はとれているというふうに思っているところであります。

次に、事務管理公社についてですが、「300万円を節約するから大きな亀裂を生む」と。「この計画を撤回する考えはないか」と、こういうご質問であります。撤回をするつもりはありません。亀裂を生むとも思っておりません。

公民館活動につきましては、各地区の特性と主体性を生かしながら、地域の皆様のニーズ、要望にこたえられる公民館活動を推進することを目指して、昭和58年から昭和62年までの5年間、住民主導型の公民館運営を施行されました。昭和63年から、地区公民館の事業運営を地域住民で組織する各地区の公民館運営協議会に委託をしたと。この住民主導の公民館運営、これは長井方式とさえ言われて、これが基本として、例えば南陽でも各地区でも、やはり民間の皆さんと住民の皆さんで、一緒にこの公民館をやっていく、地域おこしをやっていくと

ということが見直された。そして、それが展開されたということだと思います。

このたびの見直しは、これまでその長井方式に戻すという意味でありまして、住民主導に戻すということでありまして、第2の公務員である事務管理公社の職員ではなくて、これは主事の方も、昭和58年のときもそうでありましたけれども、地域の中から選んで、できれば。地域の民間の方が、地区公民館運営協議会に採用してきていただいて、そして住民主導型の公民館運営を推進してきていただいたと思っております。またそこに、あれは先進的でありましたし、そうあるべきだと思っておりますし、そこに戻すということでもありますから、撤回するつもりはありません。

公民館主事の方が、事務管理公社の見直し、縮小に伴い、現在の地区公民館の業務を委託している地区公民館の運営協議会に採用していただければ、これまでと同じように公民館事業を推進していただけるものだと思っております。給与・福利厚生等人員費につきましては、なるべくこれは維持をして、そして必要なものは措置をしていきたいというふうに思っているところであります。

以下の面につきましては、教育長なり関係課長から申し上げます。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 藤原議員のご質問、4点ほどに整理させていただいて、お答えをしたいと思いますというふうに思います。

まず1点目ですが、教育委員会としての職務権限からして、このたびの見直しについて教育委員会で十分に検討されたかということですが、公民館、図書館は、教育委員会の所管でありますので、社会教育施設としての位置づけや運営のあり方、方向づ

けは、教育委員会として責任を持って取り組んでいかなければならないというふうに考えていますし、これまでも教育委員会の職務権限内ということで取り組んできています。来年度の方向づけについては、予算も絡みますので、地教行法第33条の規定に基づいて、市長と協議をしながら進めてきました。

具体的には、来年度の公民館、図書館の組織とか運営についても、第四次の長井市総合計画の基本理念、また、自立できるまちづくり、協働のまちづくりという視点も踏まえて、8月以降、報告とか協議、検討ということで、定例教育委員会、臨時教育委員会、教育委員会協議会という形で、数回話し合いをしてきています。その結果として、来年度の方向性を、公民館については住民のニーズにこたえ、また時代の流れに合った学習機会を与えるような生涯学習、地域づくりの拠点施設として、これまでどおり住民主導型の長井方式を堅持する。合わせて、公民館運営のかなめになっている主事の身分保障、待遇改善について努力することを確認したところです。

図書館については、市の行財政改革の推進、市民と行政の協働のまちづくり等の視点を踏まえて、かつ公共図書館としての機能、役割を堅持し、利用者へのサービスが一層向上するよう、民間の力を導入することも是としたいということで、教育委員会としての意思統一がなされています。

2点目ですけれども、二人の監視役に見守られて働く公民館主事の立場が心配であるというご質問ですが、現実的に頭二つという心配もあるようですけれども、館長とか運営協議会の会長の仕事、役割を明確にすることで解決できるのではないかとこのように考えています。

公民館長は、社会教育法や条例に基づいて、教育委員会が任命をします。社会教育法や条例の規定では、館長は公民館の行う各種の事業の企画、実施、その他必要な事務を行いとあります。事業の企画・実施については、運営協議会に委託をしますので、運営協議会の業務になるわけですので、館長は業務を委託した側の立場になります。

そこで、公民館の館長としての仕事、役割を5点に整理をしました。一つは、施設設備の管理です。二つ目は、運営協議会の相談役としての指導・助言、三つ目は、主事と連携した事業の実施、そして四つ目は、委託した事業の執行状況の確認、五つ目が、運営協議会の会長との打ち合わせなどで、公民館運営全体的なコーディネーター的役割があると考えています。

また、運営協議会の会長の仕事としては大きく3点で、一つは、職員である主事への指揮・命令・監督になると思います。二つ目は、事業の企画・運営・実施。三つ目が、館長との打ち合わせなどが考えられます。

そのことによって、主事は今年度までと同様に、事業を企画・立案し、運協の承認を得て、日常的には館長と連携をとりながら、事業を実施できると考えています。

また、館長と協議会の会長とのそごを心配されているようですけれども、そういうことにならないように、現在、各地区において館長と現在の運営協議会の方々と、来年度の体制づくりをしていただいているところです。

3点目で、動的能力、人的能力を有している図書館業務を受託できるような団体があるのかというご質問ですけれども、これまでの業務の棚卸しとか、委託可能性調査、また今年度の定時補助職員への対応では、

業務マニュアルを作成し、事前研修を行った結果、成果があったということもあって、委託可能な環境が整ったと判断をしました。

委託の条件としては、大きく三つの点を挙げています。一つは、長井市内に主たる事業事務所を有する法人団体であること。二つ目に、司書、有資格者を2名以上雇用していること。三つ目に、電算システムに精通したものを雇用していること。あくまでもプロポーザルで受託団体を選定します。これらの資格要件を満たし、物的能力、人的能力を吟味しながら、住民サービスの向上を図れるような団体をお願いをしたいというふうに考えているところです。

4点目のご質問は、情報管理の件についてですが、個人情報の管理については、個人情報保護条例や業務委託契約の中で、守秘義務を規定して管理するようにします。

また、情報の根幹にかかわることについては、長井市立図書館情報システムセキュリティ管理規程に基づき、セキュリティ対策を講じています。

今回の業務委託については、指定管理者制度に基づくものではなくて、業務の一部を委託するもので、管理運営の根幹にかかわるところは、市職員の館長等が行うようにしたいと思っています。

以上です。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 どうもご答弁ありがとうございました。

市長にお聞きをいたしますが、国民保護法であります。全体として戦争が始まるというふうなことは考えられないというふうな雰囲気は、それはあるわけでありまして、またそうならないわけでありまして、いわゆる憲法を改正をしなければいけないという、この震源地は、これはア

メリカから来ているわけですね。今、日本に置いているアメリカ軍基地を再編しようとして、日本に今迫っておるわけで、しかもアメリカ軍基地の再編のお金を、2兆円とも言われる莫大な費用を日本が負担させられるというふうな計画になっておるわけでありまして。

今、日本各地で米軍基地の再編が来ないよという大きな反対運動が盛り上がっております。アメリカ軍の戦闘機部隊が来ると。それを市で受け入れるかどうかということをめぐる、日本各地で大きな運動が盛り上がっておるわけでありまして。例えば、山口県の岩国市であります。この受け入れをめぐる住民投票が今月の12日に行われますが、これに対して岩国市長は、岩国の将来を決める大切な課題だということで、住民投票への参加をみずからビラを配って住民に呼びかけるというふうな運動をやっていると。つまり、ああいう基地を抱えている自治体の首長は、本当に住民とともに戦闘機部隊の配置に命を賭して戦っているというふうなことを、新聞の報道では見るわけでありまして。つまり、自然の大災害、あるいは大地震、こういうものは人間の力では防げないわけでありまして、しかし戦争は、外交や、あるいは政治の力で抑えることができるわけでありまして。その最も大もととなっている、基本となっている自治体が、それに対してどのような態度をとるかということは、非常に大きな課題だと思うんですね。

これは国がそういうふうにしたというふうなことで、基地の問題とか、そういう問題は専管事項なんだと。市町村は、これに従う義務があるんだというふうな、今、議論も出ておりますし、市長の今の答弁でも、これは例えば、自衛隊は9条で自衛権

ですね、認められているとかいうふうな発言は、つまりはそういうふうな考えから出ているわけですが、しかし、地方自治体の仕事というのは、一体どういうことかということでは、地方自治法の第1条第2項で住民の福祉の増進を図ることを基本とするというふうに明確になっておるわけで、逆に言えば、福祉を害するものはやめさせるというふうなことが基本になるわけであり

ます。
今言った岩国市の問題は、山形県内には今のところ出ておらないわけですが、しかし、外交防衛問題であるというふうなこととともに、周辺の住民からは、その騒音とか、あるいはアメリカ兵のたび重なる犯罪、こういうことで住民の安全や安心、あるいは福祉の問題に直接かかわってくる問題であるわけであり

ます。
長井市では、そういった問題がないから、これには別に基本どおりに従っていればいいのだというふうなことで果たしていいのかと、こういう問題についてどのようにお考えかお聞きをいたします。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 県の危機管理室生活安全調整課から、国民保護法をわかりやすくというのにも載っているわけですが、武力攻撃を受けたとか、あるいは大規模テロの場合、これはまず避難をしなければいけない。その場合に、国は警報を発令し、都道府県はその警報を市町村に通知し、市町村はやはり住民の皆さんの直接の生命、身体を守るわけですから、それを伝達すると。避難所はここですと。あるいは落ち着いていきましょうとかいうことになると思いうですね。この避難はちゃんとしなきゃいけない。それから救援。もしも、とにかく被災者の方が出られた場合には、国の対策本部から救

援の指示があり、都道府県からは市町村長に救援の実施について連絡がありますから、その場合に、災害対策等でも訓練をしているわけですが、収容施設も設置し、食品、飲料水の提供など、生活必需品の提供、医薬の提供などをしなければいけないとなっております。もししなきゃいけない。

それから、その被害を最小化するために、やはり安全を気にしたり、例えば、ダムであるとか鉄道施設であるとか、警備を強化する。ここには原子力発電は長井にはないわけですから、あるいは危険物、毒薬、劇薬、高圧ガスなどの災害の発生をいち早く防止しなきゃいけないわけですし、危ない地域があれば、警戒区域を設定し、その区域内の立ち入りは制限する…。

(「まとめて答弁してください。時間がないから。」の声あり)

○目黒栄樹市長 こういうのを具体的にやるのが市町村の仕事でありますから、その仕事はしっかりとやらなければいけないというふうに思っているところであります。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 だから、先ほど申し上げましたように、武力攻撃を受ける可能性というのは、一体どういうふうに現実味を持って市長は考えておられるのか、そこをお聞きします。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 国会に行って外交防衛の委員会で大いに議論をされることだと思いますが、つまり想定はいろいろあると思えますよ、それは。想定はいろいろある。テポドンが飛んでくるなんていう想定もしなきゃならないときもあるでしょうし。しかし、そういったことについては、基本的にまずやはり、外交防衛については国がしっかりと対処をするわけで、そして、生命、身体、

+

財産を守るのが市町村の仕事でありますから、国と県と緊密な連携をとってやるという以外に、私は市町村としては、それが一番の任務なのではないかと思えます。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 想定は今のところないという国の答弁があるわけですが、しかし、県の国民計画のポイントというふうな資料もありますが、しかしながら、それに沿って住民が動員させられるというふうなことについては、やはりいろんな意味で考えさせられるのではないかと。まるで戦争があす、あさってにでも来るような、そういうふうなあれを植えつけるというふうなことであってはいけないのであって、ましてや、先ほども例として申し上げましたような、小学生までもこれに動員するというふうなことがあっては、本当に平和教育というのとは一体どうなるのかというふうなことでありまして、これについては、いずれ条例が出ますので、そこでもう少し踏み込んだ議論をやりたいというふうに思っております。

それから、教育長にお尋ねいたしますが、結局、教育委員会で検討なされたというふうなことでありますが、今までの事務管理公社ではうまくないと。結局、公民館の運営管理がうまくないと。どこにあったんですか、その理由は。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 まず一つは、業務の受託関係と、現場での館長と主事の関係。この辺が不明確だったなというふうな話で検討を進めてきました。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 委託・受託関係が明確でないということは、委託者は長井市なわけですね。受託者が公民館長だったわ

けじゃないですか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 そのとおりですけれども、受託する側の公民館長は、市の非常勤特別職ですので、市が市に受託・委託の関係ということで、この辺は適切でないのではないかとというようなことでの検討をしました。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 それと、今度運営協議会に委託をすると。そうすると、それは今の関係から切り離されるから、市との委託・受託関係は矛盾がないということになるわけですね。

そうすると、先ほども申し上げましたように、公民館長は教育委員会から任命されると。それから、実際の仕事、主事の管理・指揮・命令、あるいは事業の企画・実施。そういったことは協議会長がやるわけですね。常に主事と公民館に勤務するというのは、会長でなくて会長なんですか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 会長は、年数回の出勤というか勤務になると思うんですけども、館長さんも、今は週3日の勤務になっています。現在も館長と主事の関係というのは、館長は市の非常勤特別職で、主事の方というのは、事務管理公社の職員ですから、そこにも指揮命令系統はできないような状況になっていますが、お互い連携をしながら、現在の公民館運営をやっているという状況です。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 ちょっとわかりにくいんですが、結局、全体的には事務管理公社がこの事業をやって、各公民館に委託していくということではないんですか。職員の採用からそういったものを事務管理公社で行うと。そして、それを協議会長に委

任をするんだということなんですか。そうではない。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 職員は運営協議会で採用します。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 職員は運営協議会で採用すると。そして、運営協議会長は、市が任命ではないですね。任命は館長ですね。公民館長を市が任命すると。そうすると、運営協議会長が、どういう形で公民館に指揮命令が出てくるんですか。市が運営協議会長に委託をするということになるんでしょう。市が運営協議会長に委託すると。委託を受けた協議会長が、主事の身分、あるいは賃金、そういったものを管理するということになるわけですね。

そうすると、館長は、そんなに毎回出ていくのではないんだと。週に1回とか、そういうものだということなんですか。それ、逆にしたらどうなんですか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 運営協議会の会長の立場は、今ご指摘のとおりですが、館長は週3回をめぐりして出勤しますので、日常的には館長と一緒に公民館主事がそれぞれの公民館の事業を推進するということになります。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 協議会長は出勤しないんですか、公民館にね。出勤しないと。ただ、その業務を請け負うと、市から。与えられた業務を請け負って、主事に対して指揮、命令、事業の企画・実施を行うと。出勤しないんですよ。そんなことができるの。やはり、主事と十分な話し合いを持って、館長との話し合いを持って事業実施をやっていくわけでしょうが、責任者はどな

たなんですか。館長ですか、会長なんですか。その事業の結果、いろんな問題が起こったときの責任者はどなたですか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 事業そのものについては、市の方で運営協議会に事業を委託するわけですので、その責任は運営協議会の会長になります。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 何時まで。

○大沼 久議長 あと3分です。

○16番 藤原民夫議員 そうすると、極めて一般には、公民館長がその公民館を代表するというふうになると思うんですが、実際には協議会長が代表するんだということになるんですか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 あくまでも、その公民館の全体の運営については館長が代表するようになります。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 個別の事業についての責任は、協議会長が負うと。公民館全体の運営の責任は公民館長なんだと。そうなんですか。なかなかちょっとややこしい関係。結局、これはどうしてこうなったんですか。結局、消費税でしょう。どうですか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 事務管理公社の縮小・見直しに伴って、やはり長井方式のかなめになっているのは公民館の主事さん方ですから、その主事さん方の身分、待遇を保障してやるということが、これからの公民館運営の最も大きな課題でないかということでの検討です。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 私もその意見には

+

本当に大賛成です。しかし、やり方がどうしてもわからなかったものですからね。もっと一般の住民にも、その地域の公民館をあれしている住民の方にも、ここはもっとスパッとわかるような形が一つ、どうしても必要じゃないかと。

それと、先ほど質問でも申し上げましたように、館長と協議会長がそごを生じるというふうなことの無いように、ここはやはり十分なディスカッションが必要でないかというふうに思いまして、これまでの公民館活動が低下するというふうなことの無いように、住民との結びつきを十分に得て、一層進めてくださるようお願いをして、私の質問を終わります。

蒲生光男議員の質問

○大沼 久議長 次に、順位4番、議席番号9番、蒲生光男議員。

(9番蒲生光男議員登壇) (拍手)

○9番 蒲生光男議員 私は、フォーラム21を代表し、質問を申し上げます。市長以下答弁をお願いしております皆様には、簡潔明瞭なるお答えをお願いいたします。

国民の期待を一心に背負って開かれたトリノオリンピックも終了し、メダルゼロかと思われた終盤、フィギュアスケートで荒川静香選手が舞う「イナバウアー」で全国民が感動し、フィギュアスケート史上初の金メダルをもたらしました。Ina Bauerは、1941年生まれのドイツの女子シングルフィギュアスケーターであります。3度ドイツチャンピオンとなり、ヨーロッパ選手権や世界選手権でも活躍しました。フリーの演技を得意としておりましたが、

規定を苦手としていたそうです。映画にも出演したことがあり、現在、ご本人は65歳。荒川選手の演技を見て、「とてもすばらしく、感動した」とのメッセージが寄せられました。本県の加藤条治選手とともに、これからの一層の活躍を期待したいものがあります。イナバウアーは、荒川静香選手が得意としている技であります。荒川は上半身を反らして行うので、上体を反らすのがイナバウアーであるという誤解が生まれました。荒川選手のイナバウアーは、「レイバック・イナバウアー」というのですが、非常に美しい技でありますけれども、上体を反らしてのイナバウアー自体は、それほど難しい技ではないと言われております。しかし、荒川ほど深く上体を反らすイナバウアーは、他の選手にはまねができませんと言われております。

オリンピックチャンピオンとなった荒川選手の耳元で揺らめくイヤリング。「ラザール・ダイヤモンド」は43万500円、今飛ぶように売れているそうです。また、トリノ市のあるピエモンテ州から荒川静香選手にダイヤモンドと金でできたティアラが贈られました。五輪にちなみ細い5本の輪を組み合わせたシンプルなデザインで、ちりばめたダイヤモンドは氷をイメージ。ダイヤモンド2.5カラットで700万円相当。これはフィギュア女子金メダリストに贈呈するため、コンテストで選んだものだそうです。デザインは、トリノのデザイン学校の女子学生。ともに、東北で活躍しましたカーリング「チーム青森」の皆さんとともに、今後の活躍を期待したいものであります。

2月19日、第40回青梅マラソン大会がこれまでの過去最大のランナー2万人を集めて開催されました。晴天の青梅路に繰り出